

【 検査 】

5 4 3 注射用水（検体採取時等）の算定について

《令和7年5月30日》

○ 取扱い

次の場合の注射用水の算定は、原則として認められない。

- (1) D020「2」抗酸菌分離培養（それ以外のもの）の検体採取時（喀痰排出の咳嗽時）
- (2) J051 胃洗浄時
- (3) 医療器具の洗浄時

○ 取扱いを作成した根拠等

抗酸菌分離培養時の喀痰採取が困難な場合には生理食塩液を吸入する。また、胃洗浄や医療器具の洗浄にも生理食塩液又は洗浄液を使用する。

一方、注射用水の効能・効果は「注射用医薬品の溶解・希釈剤」であり、上記の場合は適応外使用と考えられる。

以上のことから、上記の場合の注射用水の算定は、原則として認められないと判断した。